



島根県報

平成29年3月14日（火）

第2,885号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県土地改良財産の処分に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (農 村 整 備 課) 2

【告 示】

私立学校法第26条の規定により学校法人が行うことのできる収益事業の種類に関する要綱の一部改正 (総 務 課) 2

身体障害者福祉法の規定による医師の指定 (障 がい 福 祉 課) 2

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 (") 3

自立支援医療機関の指定

換地処分 (3件) (農 村 整 備 課) 3

保安林予定森林 (3件) (森 林 整 備 課) 3

都市計画事業の認可 (都 市 計 画 課) 5

【公 告】

都市計画変更の図書の縦覧 (都 市 計 画 課) 5

都市計画変更の図書の縦覧 (下 水 道 推 進 課) 5

平成29年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施 (建 築 住 宅 課) 6

【選管告示】

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数 8

公布された条例等のあらまし

◇島根県土地改良財産の処分に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第2号）

1 規則の概要

島根県土地改良財産の処分に関する条例の規定による土地改良財産の無償譲渡に関し、対象となる事業を追加することとした。（第2条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県土地改良財産の処分に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第2号

島根県土地改良財産の処分に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県土地改良財産の処分に関する条例施行規則（平成8年島根県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の3号を加える。

- (33) 県営ふるさと農道整備事業実施要綱（平成25年農地第270号）に基づく事業
- (34) 国営造成施設管理体制整備促進事業実施要綱（昭和60年60構改D第302号）に基づく事業
- (35) 農山漁村振興交付金実施要綱（平成28年27農振第2325号）に基づく事業

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第106号

私立学校法第26条の規定により学校法人が行うことのできる収益事業の種類に関する要綱（平成21年島根県告示第670号）の一部を次のように改める。

平成29年 3月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第1条第2号中「及び第3項」を「、第3項及び第12項」に改める。

附 則

この告示は、平成29年 3月14日から施行する。

島根県告示第107号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成29年 3月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関	指定年月日
-------	------	----------	-------

		名 称	所 在 地	
吉村 健	整形外科	益田地域医療センター医師会病院	益田市遠田町1917-2	平成29年2月28日

島根県告示第108号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成29年3月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指 定 自 立 支 援 医 療 機 関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
須佐クリニック	出雲市今市町南本町27-5	精神通院医療	平成29年3月1日

島根県告示第109号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成29年3月7日付けで県営土地改良事業に係る八神・太田地区（八神工区）の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成29年3月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第110号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成29年3月6日付けで県営土地改良事業に係る雲南北地区（神原工区）の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成29年3月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第111号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成29年3月6日付けで県営土地改良事業に係る高津川地区（月和田工区）の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成29年3月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第112号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年3月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

松江市鹿島町南講武字小谷465、467、469から471まで、473、473-1、474、475（次の図に示す部分に限る。）、字御崎谷1061、1062-1、1065、1066、1066-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第113号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年 3 月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

松江市鹿島町南講武字小谷483-5、字御崎谷1067-2、1067-3、字成丈1068-4

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第114号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年 3 月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

出雲市大社町遙堪字湯屋谷1304-3、1911-1、1911-2、1911-5

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第115号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成29年 3月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 施行者の名称

出雲市

2 都市計画事業の種類及び名称

出雲都市計画道路事業 3・4・28号下沢高西線（2工区）

3 事業施行期間

平成29年 3月14日から平成33年 3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分 島根県出雲市今市町南本町及び上塩治町地内

(2) 使用の部分 なし

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成29年 3月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

浜田都市計画公園

2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成29年 3月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

西郷都市計画下水道

2 縦覧場所

島根県土木部下水道推進課

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第13条の規定により平成29年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施するので、建築士法施行細則（昭和25年島根県規則第111号）第16条の規定により公告する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第15条の6第1項の規定により島根県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターが行う。

平成29年 3月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験期日及び時間

(1) 「学科の試験」

(二級建築士試験)

平成29年 7月 2日（日）午前10時から午後 5時10分まで

(木造建築士試験)

平成29年 7月23日（日）午前10時から午後 5時10分まで

(2) 「設計製図の試験」

(二級建築士試験)

平成29年 9月10日（日）午前11時から午後 4時まで

(木造建築士試験)

平成29年10月 8日（日）午前11時から午後 4時まで

2 試験地及び試験場

(1) 「学科の試験」

(二級建築士試験)

松江市 松江市学園南1-2-1

島根県立産業交流会館（くにびきメッセ）

(木造建築士試験)

松江市 松江市学園南1-2-1

島根県立産業交流会館（くにびきメッセ）

(2) 「設計製図の試験」

(二級建築士試験)

松江市 松江市学園南1-2-1

島根県立産業交流会館（くにびきメッセ）

(木造建築士試験)

松江市 松江市学園南1-2-1

島根県立産業交流会館（くにびきメッセ）

3 受験申込手続

(1) 郵送による受験申込み

郵送による受験申込みについては、過去に二級建築士試験若しくは木造建築士試験の受験をしたことがある者のうち、平成28年以前の二級・木造建築士試験の受験票若しくは合否の通知書が貼付されている者又は離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書若しくは住民票が添付されている者に限り行うことができる。

ア 受付期間

平成29年4月3日（月）から同月17日（月）まで

イ 受験申込方法

次の宛先（受付最終日の消印のあるものまで有効）に、必ず簡易書留で郵送すること。

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル

公益財団法人建築技術教育普及センター 本部

(2) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

ア 受付期間及び受付時間

平成29年4月10日（月）午前10時から同月17日（月）午後4時まで

イ 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な事項を入力し申し込むこと。

(3) 受付場所における受験申込み

過去に二級建築士試験又は木造建築士試験を受験したことがない者（過去に受験した二級・木造建築士試験の受験票又は合否の通知書を貼付できない者を含む。）は、必ず受付場所における受験申込みを行うこと。

また、受付場所における受験申込みについては、(1)又は(2)による受験申込みができなかった者も行うことができる。

ア 受付地、受付場所及び受付期間

松江市 松江市北田町35-3

一般社団法人 島根県建築士会

平成29年4月20日（木）から同月24日（月）まで

イ 受付時間

午前10時から午後5時まで

ウ 受験申込方法

受験申込書は、上記受付地に設ける受付場所に申込者本人が直接提出すること。

4 「学科の試験」の免除の申請

「学科の試験」の免除の申請は、平成27年又は平成28年の「学科の試験」に合格した者に限り行うことができる。

なお、免除の申請に当たっては、平成27年若しくは平成28年の試験（他の都道府県が行ったものを含む。）の「学科の試験」の合格通知書又は平成27年若しくは平成28年の「設計製図の試験」の不合格の通知書で平成29年の「学科の試験」が免除できる旨記載されたものを貼付して行うこと。

5 受験票の交付等

受験票（受験番号及び試験場所等を明記したもの）については、平成29年6月9日（金）（予定）に、受験有資格者に発送する。

6 合格者の発表及び合否の通知

平成29年12月7日（木）（予定）。合格者には合格した旨を、不合格者には不合格の旨及び成績を通知する。

なお、「学科の試験」については、二級建築士試験においては平成29年8月22日（火）、木造建築士試験においては平成29年9月5日（火）（いずれも予定）。

7 合格判定基準の公表

合格者の発表の際に、合否判定基準を公益財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部等に掲示する。

8 その他

- (1) 設計製図の課題は、平成29年6月7日（水）（予定）から公益財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部及び一般社団法人島根県建築士会に掲示するとともに、「学科の試験」の試験場においても掲示する。
- (2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成29年3月14日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- | | |
|---|---------|
| 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 11,657 |
| 2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | 163,807 |
| 3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | |
| 松江選挙区 | 56,541 |
| 浜田選挙区 | 15,825 |
| 出雲選挙区 | 47,630 |
| 益田選挙区 | 13,486 |
| 大田選挙区 | 10,284 |
| 安来選挙区 | 11,285 |
| 江津選挙区 | 6,901 |
| 雲南・飯石選挙区 | 12,864 |
| 仁多選挙区 | 3,853 |
| 邑智選挙区 | 5,665 |
| 鹿足選挙区 | 4,092 |

隠岐選挙区

5,857

- 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

163,807